

必要な自己資金を調達するという意味において、増資をするということが到底できない。これは日本の産業全体の発展、復興というに非常に支障がある。更にそれが延いて金融機関にも影響を及ぼすというような、非常に大きな問題として漸く取り上げられるようになりまして、当時これらの対策をいたしまして、これは金融機関のこの株式担保の金融が、先程申しました通り順位を甲に引上げたのであります。が、それを貸付けた銀行に対して、日本銀行が更にその株式担保の途を開くという措置を採つて貰いたい、又探る必要があるという事も考えられたのであります。これは関係方面との折衝等におきまして、直ぐ実現はできないので、まだ今後の問題として残されておるわけでありませう。

それからいま一つの問題として取上げられて参つたのは、この過剰の株式の中、いわゆる浮動株式と称せらるるものを一時棚上げをする機関、いわゆる証券保有会社を作つて株式を維持する必要があるということも真剣に考えられ、政府においても考えたのであります。これはどうしても相当の資金を必要としたのであります。従つて、民間資金のみでは必ずしも十分ではない、或いは見返資金、或いは預金部資金というような政府関係の資金も一緒にやつてやらなければ、十分な効果を得られないというようなことから、これらの点につきましても、大蔵大臣等が関係方面ともいろいろ交渉せられたのであります。これらにつきましても、いろいろ研究する点が多々ありまして、まだ早急にこれが解決を見ておらないというような状況であり

ます。そうして、差当り今直接の問題として実現を見ておりますのは、これは大体各取引所所在地に証券金融公社を設立して、例えば東京におきましては日本証券金融株式会社、これは資本金二億五千万円、それから大阪におきましては大阪証券金融株式会社、これは資本金一億円、名古屋におきましては中部証券金融株式会社、これは資本金五千万円、それから神戸におきましても二千万円、それから神戸におきましても五千万円という証券金融公社を作つて、そうしてその自己資金と、それから銀行等よりの借入金とを以て、その金を株式担保の金融に出すと、或いは証券業者に貸付けると、こういう金融の面において株式の市場の不振を打開しようということになりまして、現に東京、大阪等はすでにその業務を開始しておるようなわけでありまして、この点におきましては、現在の株式の不振対策に対して、相当効果があるかと考へておるのであります。その後、最近新聞等に出ておられます対策の一つとして、見返資金、或いはそういうような政府関係資金を、証券会社の証券の引受能力を拡充するという意味においてこれを間接的に利用するというような考へ方案がありまして、これは只今関係方面と折衝中でありまして、まだ最終的には決まつておりませんが、まあ大体こういうようなことも考へておるのであります。毎度申し上げたやうないろ／＼な手を考へておるのであります。まだはつきり実現してないのは非常に遺憾でありまして、先程申しました証券金融公社が現実に移されて、効果が發揮しておるといふやうな程度でありまして、以上簡單であ

りませんが……
○西川甚五郎君　そういたしました。昨年からいろいろの手を打たれたのは先ず成功しなかつたか、そうして今日対策として考へられておるところの、日本銀行の株式の再担保及び株券保有会社の問題はOKが取れないと、こうなりますと、現状を保つ以上、もう更に株価は低落しているように思われまが、現在、只今おつしやつた程度の対策しか實際は考へておらないのですか。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　それから先程ちよつと申落しました。先程申し上げました外、会社の増資等をいたします際に、この当時の経済状況、或いは株価等を見合せて、株式の発行を自治的にまあ調整しようという話合いがありまして、これは証券業者及び発行会社並びに日本銀行等が毎月寄りまして、大きな取引所に上場されておりますような株式につきまして、市場等と睨み合せて株式の発行を調整するという措置を一月頃からやつて参つておりました。これは勿論別に強制力はあるわけではありませんが、実際それに関係しておられますものが寄り合つて、お互いにもまあ調整する、とこいう措置をやつておりました。従つて一月以降最近まで、これは尤も市場の悪いという関係もあるわけでありまして、調整されて参つて来ております。それで今後の株価の見通しという点につきましては、これは非常にむづかしいのであります。まあこれ以上下らない、これは最後だということ以上切れないと思つておられますが、今のよう株式の発行の調整、それから金融会社等による担保金融に対する金融

的措施、それから今懸案になつておられますような対策等が実行に移されるといふことになれば、余程改善されて来るのではないかと、こいうように私は考へております次第です。
○西川甚五郎君　それに關連しまして、昨年度から相当株の暴落恐慌状態になりました。証券業者の内容です。ね、これはどういふように現在なつておりましたらうか。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　証券業者の内容につきましては、只今はつきりして居るのは昨年九月の決算であるわけなのですが、その当時では必ずしも悪くなつておらないのであります。その後株価が低落して参つた、それで所有株式が先程申しました通り、大体最後の時に比べまして、まあ半分以下になつておりますということになります。尤も証券会社には相当株について含みを持つておられますから、株価通には行かないと思つておられます。内容的には相当弱体化して来ておる。こいういふふうに考へております。

○西川甚五郎君　何條ですか、説明の第二ですかね。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　五十五條の二に關連しての御質問だと思つて、この五十五條の二という改正の趣旨は、これは今のこの五十五條の趣旨は、例えば「証券業者が営業又は財産經理の状況に照らし、過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは」云々、と書いておるのでございまして、今のよう所有株式が時価の下落によりまして、資産内容が悪くなるというやうな關係を

ち純資本額五十万円ということをし行するといふことになりまして、それに該當するものが相當……
○西川甚五郎君　五十万円以上の会社ですね、これに該當するものが出ておるのじゃないですか。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　その四〇%と申上げたのは去年の九月頃です。それから例へばその当時五十万円以上のものでも、これに引掛かるものが、出てくるであらう。こいうお話でございませう。
○西川甚五郎君　ええ。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　こいうふうになると思つておられます。

○西川甚五郎君　そうしますと五十万円以上のものは二年以後に適用するといふことになつておりますが、この五十万円以上の弱体業者もありませんと、直ちにこれが適用されることになつておるわけですね。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　第何條でありますか。
○西川甚五郎君　何條ですか、説明の第二ですかね。
○政府委員(湯地謙爾郎君)　五十五條の二に關連しての御質問だと思つて、この五十五條の二という改正の趣旨は、これは今のこの五十五條の趣旨は、例えば「証券業者が営業又は財産經理の状況に照らし、過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは」云々、と書いておるのでございまして、今のよう所有株式が時価の下落によりまして、資産内容が悪くなるというやうな關係を

予想しておるのではありませんが、例
えば空売り、空売買というような投機
的なる取引をやつて、そうして或いは
この「過当な数量の売買取引」という
のは、資本金と比べて非常に大きな株
を所持したりするような場合、それか
ら「健全な方法による」というのは、
いわゆる先物とか或いは投機的な空売
り空買をする。又「若しくは借入」と
いうのは例えれば非常に高い金利で借
入をして行く、そういうようなこと、或
いは焦げついた資産を持ち、不良貸等
を持つておるといふような場合に、今
後そういうことをやつちやいけない、
或いは不良な資産については償却しな
ければいけない。こういうことを命令
するつもりでありまして、一方所有
株式が時価の下落により資産内容が悪
くなつたといふことは、片一方の三十
四條等の関係から、その営業用の資本
額が五十万円以下に下るといふよう
な場合にこれを審判をいたしまして、そ
の整備計画を立てさせて、これを回復
させるという措置を取るといふので、
時価による資産が悪くなるというもの
は、三十四條の関係で、こちらの五十
五條の方はそういうふうないわゆる投
機取引、或いは不当な金利で金を借
りておるといふような、非常に不良な
行為に対して取締る、こういう規定で
ございます。

予想しておるのではありませんが、例
えば空売り、空売買というような投機
的なる取引をやつて、そうして或いは
この「過当な数量の売買取引」という
のは、資本金と比べて非常に大きな株
を所持したりするような場合、それか
ら「健全な方法による」というのは、
いわゆる先物とか或いは投機的な空売
り空買をする。又「若しくは借入」と
いうのは例えれば非常に高い金利で借
入をして行く、そういうようなこと、或
いは焦げついた資産を持ち、不良貸等
を持つておるといふような場合に、今
後そういうことをやつちやいけない、
或いは不良な資産については償却しな
ければいけない。こういうことを命令
するつもりでありまして、一方所有
株式が時価の下落により資産内容が悪
くなつたといふことは、片一方の三十
四條等の関係から、その営業用の資本
額が五十万円以下に下るといふよう
な場合にこれを審判をいたしまして、そ
の整備計画を立てさせて、これを回復
させるという措置を取るといふので、
時価による資産が悪くなるというもの
は、三十四條の関係で、こちらの五十
五條の方はそういうふうないわゆる投
機取引、或いは不当な金利で金を借
りておるといふような、非常に不良な
行為に対して取締る、こういう規定で
ございます。

予想しておるのではありませんが、例
えば空売り、空売買というような投機
的なる取引をやつて、そうして或いは
この「過当な数量の売買取引」という
のは、資本金と比べて非常に大きな株
を所持したりするような場合、それか
ら「健全な方法による」というのは、
いわゆる先物とか或いは投機的な空売
り空買をする。又「若しくは借入」と
いうのは例えれば非常に高い金利で借
入をして行く、そういうようなこと、或
いは焦げついた資産を持ち、不良貸等
を持つておるといふような場合に、今
後そういうことをやつちやいけない、
或いは不良な資産については償却しな
ければいけない。こういうことを命令
するつもりでありまして、一方所有
株式が時価の下落により資産内容が悪
くなつたといふことは、片一方の三十
四條等の関係から、その営業用の資本
額が五十万円以下に下るといふよう
な場合にこれを審判をいたしまして、そ
の整備計画を立てさせて、これを回復
させるという措置を取るといふので、
時価による資産が悪くなるというもの
は、三十四條の関係で、こちらの五十
五條の方はそういうふうないわゆる投
機取引、或いは不当な金利で金を借
りておるといふような、非常に不良な
行為に対して取締る、こういう規定で
ございます。

りの方はお願いしたいと思ひます。
この法案につきましては木村委員か
ら資料の提出の御要求がございました
が、これは後日でよろしいという木村
委員のお話でありましたから、あとで
政府から出して頂きたいと思ひます。
○油井賢太郎君 この手数料がなくな
つたために、(2)に影響を及ぼすとい
うことはないのですか。
○政府委員(佐藤一即君) お答えいた
します。これは別に影響ございませ
ん。

りの方はお願いしたいと思ひます。
この法案につきましては木村委員か
ら資料の提出の御要求がございました
が、これは後日でよろしいという木村
委員のお話でありましたから、あとで
政府から出して頂きたいと思ひます。
○油井賢太郎君 この手数料がなくな
つたために、(2)に影響を及ぼすとい
うことはないのですか。
○政府委員(佐藤一即君) お答えいた
します。これは別に影響ございませ
ん。

りの方はお願いしたいと思ひます。
この法案につきましては木村委員か
ら資料の提出の御要求がございました
が、これは後日でよろしいという木村
委員のお話でありましたから、あとで
政府から出して頂きたいと思ひます。
○油井賢太郎君 この手数料がなくな
つたために、(2)に影響を及ぼすとい
うことはないのですか。
○政府委員(佐藤一即君) お答えいた
します。これは別に影響ございませ
ん。

と結局公文書が通産省に戻つて来ない
のであります。大分……もどく……こ
の手数料というものは、物資の需給事
務が臨時物資需給調整法によりまして
急激に増加いたしました結果、一部や
はり受益者負担の精神で以て、物資割
当に要する事務費の一部を、それによ
つて利益を蒙るであろう人々に負担さ
せるというのでやつたのですけれど
も、実際問題としては実績すら確実に
キヤッチできない。そうして而も最近
のように調整事務というものが殆んど
解除になりましたものであります。か
ら、そういう関係でいけば私共今考え
て見ますと、悪法に近い法律である
止しよう、こういう気持で今回提案し
たしておるわけでありまして、従いま
して、実際問題といたしましては、昭和
二十三年に三十億、昭和二十四年に二
十億を予算に計上いたしましたのであり
ますが、予算に對比すべき実績が分ら
ないのであります。印紙で以て貼られ
て、而もそれが元へ戻つて参りませ
んで、通産省の方で殆んどそれを確
実にキヤッチすることができないとい
う状況であります。従ひまして、或いは
観念的に言へば、これは当然業者の経
費といふことも言ひ得るわけでありま
すが、その中には勿論転嫁し得るもの
もありましようし、それから実績もキ
ヤッチできないといふようなことで、
具体的には従つて計算の基礎になつて
おらんわけでありまして、そういう意味
におきまして、結局(2)にはこれを廃止
したことによつて直接の影響がない、
こういうふうな申上げてよろしいと思
ひます。

と結局公文書が通産省に戻つて来ない
のであります。大分……もどく……こ
の手数料というものは、物資の需給事
務が臨時物資需給調整法によりまして
急激に増加いたしました結果、一部や
はり受益者負担の精神で以て、物資割
当に要する事務費の一部を、それによ
つて利益を蒙るであろう人々に負担さ
せるというのでやつたのですけれど
も、実際問題としては実績すら確実に
キヤッチできない。そうして而も最近
のように調整事務というものが殆んど
解除になりましたものであります。か
ら、そういう関係でいけば私共今考え
て見ますと、悪法に近い法律である
止しよう、こういう気持で今回提案し
たしておるわけでありまして、従いま
して、実際問題といたしましては、昭和
二十三年に三十億、昭和二十四年に二
十億を予算に計上いたしましたのであり
ますが、予算に對比すべき実績が分ら
ないのであります。印紙で以て貼られ
て、而もそれが元へ戻つて参りませ
んで、通産省の方で殆んどそれを確
実にキヤッチすることができないとい
う状況であります。従ひまして、或いは
観念的に言へば、これは当然業者の経
費といふことも言ひ得るわけでありま
すが、その中には勿論転嫁し得るもの
もありましようし、それから実績もキ
ヤッチできないといふようなことで、
具体的には従つて計算の基礎になつて
おらんわけでありまして、そういう意味
におきまして、結局(2)にはこれを廃止
したことによつて直接の影響がない、
こういうふうな申上げてよろしいと思
ひます。

と結局公文書が通産省に戻つて来ない
のであります。大分……もどく……こ
の手数料というものは、物資の需給事
務が臨時物資需給調整法によりまして
急激に増加いたしました結果、一部や
はり受益者負担の精神で以て、物資割
当に要する事務費の一部を、それによ
つて利益を蒙るであろう人々に負担さ
せるというのでやつたのですけれど
も、実際問題としては実績すら確実に
キヤッチできない。そうして而も最近
のように調整事務というものが殆んど
解除になりましたものであります。か
ら、そういう関係でいけば私共今考え
て見ますと、悪法に近い法律である
止しよう、こういう気持で今回提案し
たしておるわけでありまして、従いま
して、実際問題といたしましては、昭和
二十三年に三十億、昭和二十四年に二
十億を予算に計上いたしましたのであり
ますが、予算に對比すべき実績が分ら
ないのであります。印紙で以て貼られ
て、而もそれが元へ戻つて参りませ
んで、通産省の方で殆んどそれを確
実にキヤッチすることができないとい
う状況であります。従ひまして、或いは
観念的に言へば、これは当然業者の経
費といふことも言ひ得るわけでありま
すが、その中には勿論転嫁し得るもの
もありましようし、それから実績もキ
ヤッチできないといふようなことで、
具体的には従つて計算の基礎になつて
おらんわけでありまして、そういう意味
におきまして、結局(2)にはこれを廃止
したことによつて直接の影響がない、
こういうふうな申上げてよろしいと思
ひます。

お話では、大蔵省側では、割当などと
いうものはあつてもなくても同じだ
というふうな御説明のようになつて
が、通産省としては、やはり割当とい
うものはまだ残つてゐる分に対して
は、相当重要視してゐるのじやないで
すか。
○政府委員(佐藤一即君) 割当そのも
のにつきましては、大蔵省も通産省と
同様に、勿論現在でもまだ統制が残つ
てゐるのでありますから、十分重要視
はいたしてあります。ただその割当に
要します国の費用というものを、もと
もとの以前に割当はすべて一般の国
費から出しておつたのであります。が、
非常に統制が数多くありましたのと、
一部にそういう負担を割当を受けるも
のに対しては掛けたらどうだろうとい
うので、こういういわば不確実な歳入
を実は予定いたしましたのであります。
ところが申上げましたように、三十億、
二十億と予算に計上いたしましたも
、実際問題として殆んど分らんですか
ら、結局それは一般の税金等によつて
他の財源によつて実際は負担をして
いるという実情になつてゐるわけであ
ります。私共といたしましては、勿論割
当そのものについては十分重要視をし
ておりますが、その負担は、他の一般
の国費と同様にこの制度がなかつた時
代と同様にしたいという考であります。

お話では、大蔵省側では、割当などと
いうものはあつてもなくても同じだ
というふうな御説明のようになつて
が、通産省としては、やはり割当とい
うものはまだ残つてゐる分に対して
は、相当重要視してゐるのじやないで
すか。
○政府委員(佐藤一即君) 割当そのも
のにつきましては、大蔵省も通産省と
同様に、勿論現在でもまだ統制が残つ
てゐるのでありますから、十分重要視
はいたしてあります。ただその割当に
要します国の費用というものを、もと
もとの以前に割当はすべて一般の国
費から出しておつたのであります。が、
非常に統制が数多くありましたのと、
一部にそういう負担を割当を受けるも
のに対しては掛けたらどうだろうとい
うので、こういういわば不確実な歳入
を実は予定いたしましたのであります。
ところが申上げましたように、三十億、
二十億と予算に計上いたしましたも
、実際問題として殆んど分らんですか
ら、結局それは一般の税金等によつて
他の財源によつて実際は負担をして
いるという実情になつてゐるわけであ
ります。私共といたしましては、勿論割
当そのものについては十分重要視をし
ておりますが、その負担は、他の一般
の国費と同様にこの制度がなかつた時
代と同様にしたいという考であります。

お話では、大蔵省側では、割当などと
いうものはあつてもなくても同じだ
というふうな御説明のようになつて
が、通産省としては、やはり割当とい
うものはまだ残つてゐる分に対して
は、相当重要視してゐるのじやないで
すか。
○政府委員(佐藤一即君) 割当そのも
のにつきましては、大蔵省も通産省と
同様に、勿論現在でもまだ統制が残つ
てゐるのでありますから、十分重要視
はいたしてあります。ただその割当に
要します国の費用というものを、もと
もとの以前に割当はすべて一般の国
費から出しておつたのであります。が、
非常に統制が数多くありましたのと、
一部にそういう負担を割当を受けるも
のに対しては掛けたらどうだろうとい
うので、こういういわば不確実な歳入
を実は予定いたしましたのであります。
ところが申上げましたように、三十億、
二十億と予算に計上いたしましたも
、実際問題として殆んど分らんですか
ら、結局それは一般の税金等によつて
他の財源によつて実際は負担をして
いるという実情になつてゐるわけであ
ります。私共といたしましては、勿論割
当そのものについては十分重要視をし
ておりますが、その負担は、他の一般
の国費と同様にこの制度がなかつた時
代と同様にしたいという考であります。

ろがこれは印紙収入でありますので、
結局分らんであります。つまり特殊
な印紙を使つておらなかつたのです、
従来……です。ですから一般の印紙収入に
紛れ込んでゐるわけでありまして、結
局それは通産省に公文書が返つて来ま
して、それを具体的に押さえれば初め
て実績がキヤッチできるのであります
けれども、それが不確実であります
ので、実績が押さえられないという状
態になつてゐるのであります。
○油井賢太郎君 大体大蔵省の末端の
方では、例へば印紙が貼つてないた
めに、印紙税法によつて処分するとい
うようなこともやつてゐるのですか。
○政府委員(佐藤一即君) これは勿論
当然監督を一般的には大蔵大臣がいた
してゐるわけでありまして、直接の
この関係につきましては、勿論徴収の
直接の責任者は通産大臣、又は農林大
臣がやつてゐるわけでありまして、そ
の点今申上げましたように、勿論理論上
はそうでありまして、実際問題につ
きまして、この凡百の割当物資につ
きまして、これがいろいろな段階、或
いは更に多くの段階を経て、そして公
文書が戻つて来る。而もその公文書が
必ずしも戻つて来ないといふ実情であ
りますので、実際問題として非常にこ
の監督も困難なわけでありまして、そ
れで結局監督も困難であり、従ひま
して、実際問題として納めるべきもの
が戻つて来ないといふことになつてお
りまして、そういうようなことは技術
的に一つは無理があるといふ点が考
えられ

ろがこれは印紙収入でありますので、
結局分らんであります。つまり特殊
な印紙を使つておらなかつたのです、
従来……です。ですから一般の印紙収入に
紛れ込んでゐるわけでありまして、結
局それは通産省に公文書が返つて来ま
して、それを具体的に押さえれば初め
て実績がキヤッチできるのであります
けれども、それが不確実であります
ので、実績が押さえられないという状
態になつてゐるのであります。
○油井賢太郎君 大体大蔵省の末端の
方では、例へば印紙が貼つてないた
めに、印紙税法によつて処分するとい
うようなこともやつてゐるのですか。
○政府委員(佐藤一即君) これは勿論
当然監督を一般的には大蔵大臣がいた
してゐるわけでありまして、直接の
この関係につきましては、勿論徴収の
直接の責任者は通産大臣、又は農林大
臣がやつてゐるわけでありまして、そ
の点今申上げましたように、勿論理論上
はそうでありまして、実際問題につ
きまして、この凡百の割当物資につ
きまして、これがいろいろな段階、或
いは更に多くの段階を経て、そして公
文書が戻つて来る。而もその公文書が
必ずしも戻つて来ないといふ実情であ
りますので、実際問題として非常にこ
の監督も困難なわけでありまして、そ
れで結局監督も困難であり、従ひま
して、実際問題として納めるべきもの
が戻つて来ないといふことになつてお
りまして、そういうようなことは技術
的に一つは無理があるといふ点が考
えられ

ろがこれは印紙収入でありますので、
結局分らんであります。つまり特殊
な印紙を使つておらなかつたのです、
従来……です。ですから一般の印紙収入に
紛れ込んでゐるわけでありまして、結
局それは通産省に公文書が返つて来ま
して、それを具体的に押さえれば初め
て実績がキヤッチできるのであります
けれども、それが不確実であります
ので、実績が押さえられないという状
態になつてゐるのであります。
○油井賢太郎君 大体大蔵省の末端の
方では、例へば印紙が貼つてないた
めに、印紙税法によつて処分するとい
うようなこともやつてゐるのですか。
○政府委員(佐藤一即君) これは勿論
当然監督を一般的には大蔵大臣がいた
してゐるわけでありまして、直接の
この関係につきましては、勿論徴収の
直接の責任者は通産大臣、又は農林大
臣がやつてゐるわけでありまして、そ
の点今申上げましたように、勿論理論上
はそうでありまして、実際問題につ
きまして、この凡百の割当物資につ
きまして、これがいろいろな段階、或
いは更に多くの段階を経て、そして公
文書が戻つて来る。而もその公文書が
必ずしも戻つて来ないといふ実情であ
りますので、実際問題として非常にこ
の監督も困難なわけでありまして、そ
れで結局監督も困難であり、従ひま
して、実際問題として納めるべきもの
が戻つて来ないといふことになつてお
りまして、そういうようなことは技術
的に一つは無理があるといふ点が考
えられ

平沼彌太郎 油井賢太郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
米倉 龍也

○理事(黒田英雄君) 御署名漏れはございませぬか。御署名漏れないものと認めます。

○理事(黒田英雄君) 次に失業保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は御質疑を願います。

○油井賢太郎君 失業保険の関係については、労働省の方から見えておりますか。

○理事(黒田英雄君) 見えております。龜井失業保険課長が見えております。政府委員ではありませんが、説明員として御説明を聞くことに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○説明員(龜井光君) 今回の法律におきまして、積立金の中から、一部を予算に計上するとの関係の法律案でございますが、御承知のように、失業保険はその保険事故としまして失業者を対象とするのでございまして、失業の発生その他につきましては、他の社会保険におきまして健康保険、或いは厚生年金保険というものと違っておりますが、非常に事故の発生は蓋然性と申しますか、その可能性を推測することが非常にむずかしいのであります。時期的に或いは場所的にこれを判定することが非常にむずかしい性格を持つておるのでございまして、従いまして予算の上において一応一定の給付に要する経費を計上いたしまして、場合に

よりましてはその給付金で賄い得ず、積立金からこれを支出をしなければならぬというふうな、突発的な情勢が起る可能性があるものでございまして。その場合には積立金から支出します手続としましては、相当煩瑣な手続を要するのであります。必要な額を必要な時期に直ちに支出することは困難な事情がございまして、今回のこの法律案によりまして、予め予定の必要額だけを予算上予備費の中に組みまして、そういう一旦緩急の場合におきましては、予算面から支出するという措置を講じたいと考へまして、この法律案が提案されたような次第でございまして、即ち言葉を変えて申し上げますと、そういう緊急の必要の際において、直ちにその積立金が支出できるという方途を、この法律で講じたいというのが趣旨でございまして。

○油井賢太郎君 これに対する資料は、もうお配りになったのですか。

○理事(黒田英雄君) 資料の御要求が無かつたのです。

○油井賢太郎君 それでは、一つ資料の要求をいたしますが、最近までの月別の失業保険の支給状況の資料をお願いいたしますか。

○理事(黒田英雄君) 今説明できますか。

○説明員(龜井光君) できます。

失業保険の支給状況を御説明いたしますが、当初この法律を制定しました昭和二十二年十一月からの制度が始まりまして、実際の給付はその六ヶ月先の昭和二十三年五月一日から始まったのでございまして、当初は、昭和二十三年におきましては、失業者の数が比較的少く、従つて給付金もそれ程の額

が出なかつたのでございまして、昨年の四月、五月頃から始まりまして、ゆる企業整備の進展に伴いまして、逐次保険金の支給額が増加して参つております。これを数字で申し上げますと、四月におきましては一億五千万円であつたものが、五月になりまして一億六千四百万円、六月で二億五千八百万円、七月で四億、八月で六億、九月で七億八千万円、十月で八億九千万円、十一月で十億六千万円、十二月で十二億九千万円、即ち十二億になるといふふうに、逐次上昇して参つております。今私の方で分ります数字としては十二月まででございますが、一月の中間報告を各県から探つております。それによりまして、大体十二月を境として、一月はこれをオーバール程度、即ち十二億程度で一月も食い止められるようでございます。恐らく二月、三月も多少低下して行くのではないかと見込を持って参ります。と申すのは、昨年の企業整備の一番激しく行われました六、七、八という時に離職しましたものの給付日数が六ヶ月でございまして、それが逐次給付期限が切れて来るというところからしまして、そう今後はこの給付金は上昇しないのではないかと、いふふうな見通しを持って参ります。ただ併し先程も申しましたように、失業という現象は非常に推定或いは把握しにくい現象でございまして、いづういふふうな増加して参りますか、推定がつきにくい性格を持つております。

○油井賢太郎君 今の金額ですが、人数を一つ併せて……

○説明員(龜井光君) 受給者数を申上

げますと、先程の数字に併せる意味で、四月から申上げますと、四月が五万九千人、五月が八万五千人、六月が十一万一千人、七月が十五万七千人、八月が二十万八千人、九月が二十七万、十月が二十九万八千、十一月が三十二万二千、十二月が三十六万人といふ数字になつております。

○油井賢太郎君 これは資料の要求ですが、大体の職業別、例えば商業とか、或いはどういふ工業の失業者であるとか、それから地域別、各県の……これは一つ参考のためお出し願ひたいと思ひます。

○説明員(龜井光君) 地域別は分りますが、職業別の方はちよつと統計を取つておりませぬでございまして、か……

○油井賢太郎君 分る見通しはつかないんですか。大体のところ商業は幾らとか、工業は幾らとか。

○説明員(龜井光君) 一般の安定所に求職の申込をいたしましたものの職種別は一応分ります。その中で失業保険の資格を持つておるものとおらないものとを区別してないのでございまして、その意味でしたら分ります。

○油井賢太郎君 それでは、それ……

○理事(黒田英雄君) あとで資料を一つ出して頂ければ結構です。

外に御質問ございませぬでしようか。

○平沼彌太郎君 この失業保険の特別積立金というものは、どういふ規定によつて現在どのくらいの額があるのですか。それと、もう一つは、この一部を取崩すと言ふんですが、どういふ程度にこれを崩して消費するのですか。

○説明員(龜井光君) 積立金に關する事項は、失業保険特別会計法で規定されておるのでございまして、その年度におきまして余裕金が出ました場合には、これを積立てるといふ規定があるわけでございます。で、現在昭和二十三年年度の決算におきましては五十七億円の積立金があります。それで、二十五年年度の予算におきましては、その五十七億のうちから二十四億だけ予備費として特別会計の予算に計上されておるといふ現状でございまして。

○平沼彌太郎君 ちよつと説明を聞き漏しましたが、年間十万人分、四十億円を予備費として計上しているのは、この四十億円は二十四億円と数字が違ひますが……

○説明員(龜井光君) 四十億のうちで、二十四億は今申上げましたように、積立金から持つて参りました金でございまして、残りの十六億は、これは保険金と保険料収入とのバランスから生じた一応の予備金でございまして、即ち保険料の、それだけの余裕金と言ひますか……と申しますのは、給付の方では国が三分の一の負担をいたしましたわけでございます。保険料では三分の二が、給付に要する費用の負担をするわけでございます。で、予算上のバランスから見まして、給付を一億百二十億円と押さえました関係上、そこに保険料収入の残りが十六億あるわけでございます。それを予備費の方に組んでおるといふわけでございます。

○平沼彌太郎君 そうしますと、積立金が五十七億というのに対して、二十四億使ひまして、そうして今後も失業者が相当増加するという目安であり

まするのに、これを使つて行つて、将来のバランスはどういうふうなお考ですか。

○説明員(龜井光君) 先程も申し上げましたように、失業の情勢が来年度になりまして、どういふ動きをしますか、予測はしにくいのでありますが、できるだけ資料を集めて、我々として予算編成上の資料といたすわけでありまして、その際は本年度の状況を判断しながら、来年度を推測するのでございます。本年度におきますのは、まだ三月まで間がございまして、はつきりした数字は出ませんが、大体実人員にいたしまして四十万か四十五万ぐらいの給付になるのじやないかと考えております。来年におきますのは、予算で御承知のように、百二十億の保険金を以ちまして、毎回三十万、これを年に直しますと六十万になるわけでありまして、申し上げますのは給付は六ヶ月で切れますから、倍になりまして六十万でございます。それから予備金の方では四十億でございます、これを給付に廻すとしますと、国庫の負担分がその給付の三分の一でございますから、二十億加わりまして六十億の給付金ということになるわけでありまして、そうしますと六十億では十五万人、年にしまして三十万人というものの給付が可能でございます、合計予算上は九十万人の給付が可能であるという見通しを持っております。従つて今年四十万乃至四十五万の受給資格者に対して給付しましたこの情勢からしまして、九十万人のものを給付し得るとすれば、これは予算上において釣合が取れるのではないかと、見通しを持っております。

○平沼彌太郎君 今の御説明で九十万人の予定のようなお話なんですが、実際にはこんな少しな人員の救済では、市中に失業者が溢れて、非常に悲惨な状態になるのではないかと推定されるのですが、これに対しての当局のお考は……

○説明員(龜井光君) 九十万人では少いという御質問でございますが、この外に、御承知のように日傭いの労働者に対して失業保険制度が実施されているわけでございます、この面から参りますと、十三万人の日傭い労働者に対して給付ができるだけの予算的措置ができていますので、この面から、尙この失業保険でカバーし得る失業業者というのは、全部の失業者ではございませんで、一応法律の規定によりまして制限を受けているわけでありまして、例えば五人以上の労働者を常時使用しております事業所に雇傭されている労働者の失業した場合、或いはその事業所でありまして、農林、畜産、水産というような原始産業の事業、或いは学校、教育というやうな、或いは関係の事業、或いは保健衛生というやうな、或いは事業は除かれられておまして、従つておのずからこの保険で保護を受けざるもの枠が決められておるわけでございます、従つて失業保険ですべての失業者を救済するというのは、ございませんで、或いは関係でそういう数字になるわけでありまして。

○平沼彌太郎君 そうですと、この一部に限られただけの救済というところで、他の農山漁村、又は五人以下の方は救済する方法がないというお話なんですか。

○説明員(龜井光君) 結局、この問題は失業対策全般の問題になると考えるのでございませんで、失業対策の根本は言うまでもなく、民間の雇傭量を増大いたしましたして、そこに正常な就職の機会を與えて行くということにあることは申すまでもないのでございませんで、その関係からいたしまして、そういう民間の基本産業というものの振興に努力いたさなければならぬのは申すまでもないのでございませんで、更にその外に、政府の力によつて雇傭量を作つて行くという対策も亦考えられなければならぬのでございませんで、例えば公共事業、本年度におきます九百六十億の予算を計上されております公共事業、これは専ら農村関係におきます失業者の吸収というものに大きな役割を果すと考えております。更に又都市中心におきます失業者に対します対策としましては、来年度四十億の予算を計上しております失業対策事業、これを施行することによりまして都市のものを就業させております。更に民間の雇傭量の増大のために見返資金の運用という面も考えられて参りまして、そういうあらゆる総合的な施策を講じまして、この失業対策を講じたというやうに考えております。失業保険はそれらの積極的な施策を以てしましても救えない人を、最終的に失業保険で救つて行くという大体の段取りになるわけでありまして。

○平沼彌太郎君 御説明でよく分りました。職を興えるという面に全力を注いでおられるという事は結構なことでありますが、現在の社会情勢が、あらゆる産業において失業者が非常な勢を以て殖えつつあるのであります。現在の、

今御説明の計画によつては、現在の予算の範囲で救ひ切れないという事は明らかでございませんで、おつと思ひます。その面を今後十分見通しをつけたいという事を、最善の方法を講じて頂きたいという事を、お願いしたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 他に御質問ございませんか。御質問ないようでありませんで、御質問ないようでありませんで、直ちに討論に入ること御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に移ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 この法案は民主党内に先程民自党の平沼委員からもお話がありましたように、現在のところ失業者は非常に殖えておるといふ点と、これの救済の途が何かまだ目先不安に感ぜられるという点、誠に御尤もであります。どうかここにお出での政府委員だけに、政府委員を通じて、現内閣の幹部、或いは当局者に対して、十分にこの失業問題の解決方をお願ひ願ひするように要望いたします。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言ございませんか。他に御発言ないようでありませんで、討論は結局をしたものと思ひます。直ちに採決に移りたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 今御説明の計画によつては、現在の予算の範囲で救ひ切れないという事は明らかでございませんで、おつと思ひます。その面を今後十分見通しをつけたいという事を、最善の方法を講じて頂きたいという事を、お願いしたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 他に御質問ございませんか。御質問ないようでありませんで、御質問ないようでありませんで、直ちに討論に入ること御異議ございませんか。

○油井賢太郎君 この法案は民主党内に先程民自党の平沼委員からもお話がありましたように、現在のところ失業者は非常に殖えておるといふ点と、これの救済の途が何かまだ目先不安に感ぜられるという点、誠に御尤もであります。どうかここにお出での政府委員だけに、政府委員を通じて、現内閣の幹部、或いは当局者に対して、十分にこの失業問題の解決方をお願ひ願ひするように要望いたします。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言ございませんか。他に御発言ないようでありませんで、討論は結局をしたものと思ひます。直ちに採決に移りたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言ございませんか。他に御発言ないようでありませんで、討論は結局をしたものと思ひます。直ちに採決に移りたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に移ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 二三伺いたしたのであります。この法案の目的は、大体投資者のために、政府としてお考えになつておるようでありませんで、さうしますと、今までにおきまして、いわゆる投資者に対して証券業者は実害を與えたことがどの程度にあるかということがお分りしたら、この際御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(湯地謙爾君) 今の御質問の証券業者が投資家に迷惑、損害をかけた件数という御質問ですが、実は

○理事(黒田英雄君) それでは次は証券取引法を再び議題いたしましたして御質疑の続行をお願いいたします。

伊藤 保平 九鬼紋十郎
玉屋 喜章 西川甚五郎
平沼彌太郎 油井賢太郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
米倉 龍也

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんで、御署名洩れないと認めます。

○理事(黒田英雄君) それでは次は証券取引法を再び議題いたしましたして御質疑の続行をお願いいたします。

○油井賢太郎君 二三伺いたしたのであります。この法案の目的は、大体投資者のために、政府としてお考えになつておるようでありませんで、さうしますと、今までにおきまして、いわゆる投資者に対して証券業者は実害を與えたことがどの程度にあるかということがお分りしたら、この際御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(湯地謙爾君) 今の御質問の証券業者が投資家に迷惑、損害をかけた件数という御質問ですが、実は

これはよく分らないのであります。証券取引に關して、証券業者とお客、言い換れば投資者との間に争いが起きた場合に、その争いに對して委員会が仲介をするという制度があるのであります。その仲介に持込まれた件数ということとは分つておりましたが、その件数を申し上げますと、昭和二十三年中、これは昭和二十二年でございますが、昭和二十三年中において仲介の申立があつて、その仲介をいたしたのは十件、それから昭和二十四年で二十六件、合計三十六件ということになつております。

○油井賢太郎君 表に現されたのは大變少いのでありますが、このうちには証券業者が立ち行かなくなつて、いわゆる事業を止めてしまふというふうなものや、或いは破産したということも含まれておるのであります。そういう事件はどのくらいあります。

○政府委員(湯地謙爾郎君) それはこういう数字がありますから、それを申し上げたいと思つて、証券業者でその内容が良くなくて、委員会が検査をして、それに対して審問をいたして、營業の取消、或いは營業の停止ということをやることになつておりますが、その件数を申し上げますと、昭和二十三年、これもやはり暦年でございまして、登録を取消した業者の数が五件、二十四年におきましては二十七、それから營業の停止をした分が昭和二十三年で三、それから昭和二十四年で二十一と、こういうふうになつております。

○油井賢太郎君 それから証券業者の総数をちよつと発表して下さい。二十三年、二十四年と、その当時の……

○政府委員(湯地謙爾郎君) 証券業者の数はまあ毎日相当移動があります。が、年末で申し上げますと、二十三年末、これは暦年で、八百二十、それから二十四年には千五百二十一、参考までに申し上げますが、二月十三日現在では千四百四十七であります。

○平沼彌太郎君 資本金を五十万円に改正される案のようですが、今まで二十万円でした。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 今までは別に制限はないのです。

○油井賢太郎君 制限はないのです。非常に大きな数量を取扱ふ証券業者の資本金の最低が五十万円ということ、非常に危険性があるのじやないか、資本金が小さ過ぎて……この資本金によつて、積立とか管理をさして、そして一般に安全な取引をさせるというところの計画としては、五十万円というものは余りにも小さいのじやないかという感じがいたします。もう一つは地方には随分沢山の証券業者がありますが、東京のような大きな所の証券業者と地方の証券業者の資本金額を同じにして置くことが、一体証券普及の面から言つて妥当であるかどうかという面にも疑問があるのであります。そういう点について、政府のお考をお伺いいたします。

○政府委員(湯地謙爾郎君) この法律に五十万円とありますのは、これは營業用純資本額が五十万円、こういう意味であります。流動資産から負債総額を引いた残りが五十万円、こういう意味であります。従来は証券業者を営むのには、一応の刑法上犯罪が今まであつたとか、なかつたとか、そういうような資格、欠格条件がなければ誰でも自由に登録をして營業ができたわけでありまして、それでは投資者保護という点に十分でないという経験から、今回營業用純資本額五十万円は少くとも維持しなければいけません。又それだけなければ營業の開始はできません、こういう條件を附けたわけでありまして、只今お話の通り、東京と或いは地方と同じではいかんかのじやないかというお話も御尤もで、実は現在は資本金の制限はないのであります。が、實際上の指導をいたしましては、東京、大阪で三百万円、六大都市で二百万円、その他で百万円、そういう指導はしておるのであります。が、今度、制限する際もその資本金でやるという考え方もあり得るわけでありまして、やはり營業の實際から見て、營業用純資本額で押さえた方がよろしいという考で、これは最低が五十万円、東京等ではできるだけそれよりもつと多くなるよう實際上指導して参りたい、こういうふうな考へております。

○油井賢太郎君 ラジオなどで盛んに株式投資をしるとか、有価証券を買いなさいとかいうような放送をした時代があつたのです。而も、それは株の最も高いような時代だつたのですが、ああいうことはいわゆる無辜の國民が、ラジオが言うのだから、大抵今買つてもよいだろうと思つて、いわゆる政府当局の案としてああいうことを言われたのだと思つて買つて、それから後非常に下落をして、損害を蒙つておるといふのが沢山あります。証券取引委員会としては、そういうことを宣伝させることは何か制限とか、規則はなかつたのですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) そういう関係の規定をいたしまして、参考資料の「証券取引法及び關係法令要覽」の第五十八條に「何人も、左の各号の一に掲げる行為をしてはならない。その各号の第三号に「有価証券の売買その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること」とありまして、こういうふうには、お買いなさい、お買いなさいといふことでは引つ掛からないのですが、その際虚偽の、あの会社は悪いのだからお買いなさいとか、或いはそういう技巧を使うとか、或いは不正の手段、計画等で誘引するといふような場合には取引法に引つ掛かるわけで、単にお買いなさいといふことでは引つ掛かる筈はないわけでありまして。

○油井賢太郎君 古い時代だつたから今はつきり記憶はないのですが、単に有価証券を買いなさいと言つたか、或いは有価証券が最も有望ですから買いなさいとかいふように言つたかどうか、これは記憶はないのですが、苟くもラジオあたりで國家にたつた一つのもああいう公共機關が、朝となく晩となんか、有価証券のまるで宣伝ですな、而も売れと言つたことは一遍もない。お買いなさい、お買いなさいといふことしか言わない。あれなんか國民に對して随分害を與えたものだと思うのですが、それはどこからもそういう点は問題になつたことがなかつたのですか。

○政府委員(湯地謙爾郎君) 去年のたしか夏頃、そういう話が実は我々の耳にも入りました。そのことを放送局も單に自分の意思では言つておるわけではないので、証券処理調整協議会といふのがありまして、この機關はどちら

かという政府機關ではありませんが、財閥の株だとか、閉鎖機關の株等をそれに代つて処分する、或いは政府に物納した株の処分をする機關であります。が、多少公約機關であります。この官庁ではありませんが公約機關、この機關が証券民主化という意味もあり、又同時にそれを処分してお金に替へるという意味で、幾らか買いなさいと言つたような面が強く現れたような宣伝があつたじやないかと思われました。それでその証券処理調整協議会の方に對しまして、我々といつたしましても注意をいたしまして、昨年十一月頃からは大体それは止めたと思つて、注意したことはあります。

○油井賢太郎君 この法案に關連して大蔵大臣の説明を聴きたいと思つてから、この次でも出席を要求して下さい。

○理事(黒田英雄君) 大蔵大臣は他からも要求されておりますから、この案について出席を要求します。本日はこの程度で散会いたしたいと思つて、如何ですか。

○理事(黒田英雄君) それではこれを以て散会いたします。

午後三時四十二分散会
出席者は左の通り。

理事

委員

黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紘十郎君
玉屋 喜章君
西川甚五郎君
平沼彌太郎君
油井賢太郎君

小宮山常吉君
高橋龍太郎君
米倉 龍也君

政府委員
大蔵事務官
（主計局長） 佐藤 一郎君
規課長

大蔵事務官
（証券取引委員
会事務局局長） 湯地謹爾郎君

説明員

労働事務官 龜井 光君
（失業保険課長）

二月二十八日日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（予備審査のための付託は二月七日）

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、造幣庁特別会計法案

造幣庁特別会計法案

目次

- 第一章 総則（第一條—第九條）
- 第二章 資本及び資産（第十條—第十七條）
- 第三章 補助貨幣回収準備資金（第十八條—第二十一條）
- 第四章 運転資金（第二十二條—第二十四條）
- 第五章 資金計画（第二十五條）
- 第六章 予算（第二十六條—第二十八條）
- 第七章 収入及び支出（第二十九條）

第八章 決算（第三十條—第三十五條）

附則 第一章 総則

（設置）

第一條 造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（事業の範囲）

第二條 この法律において「造幣庁の事業」とは、造幣庁の行う貨幣、章は、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

（管理）

第三條 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（計理の区分）

第四條 この会計においては、造幣庁の事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2 資産勘定は、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにするものとする。

3 資本勘定は、資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにするものとする。

4 損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

（計理の方法）
第五條 この会計の計理は、現金の収納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいつの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

（原価計算）

第六條 この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣庁の事業に關し必要な原価計算を行うものとする。

（一般会計からの繰入金）

第七條 政府は、補助貨幣（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第一條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）の製造のため、この会計の固定資産の拡張及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により、固定資産の拡張及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

（引換貨幣又は回収貨幣の帰属）

第八條 政府において、引き換え、又は回収した補助貨幣は、この会計の資産に帰属するものとする。

（回収準備資金への繰入金）

第九條 この会計において、製造済の補助貨幣で政府の發行に係るものの価額に相当する金額は、第十八條第一項に規定する補助貨幣回収準備資金に編入しなければならぬ。

第二章 資本及び資産
（資本及びその整理区分）
第十條 この会計の資本は、固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種とする。

2 固有資本は、従前の造幣庁特別会計からこの会計に引き継いだ固定資本及び据置運転資本の額並びに従前の造幣庁特別会計の資金に属する地金引換貨幣及び回収貨幣を含むものの価額に相当する金額の合計額とする。

3 減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額（第十四條第三項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額）に相当する金額とする。

4 借入資本は、この会計の負担に属する一時借入金、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

（資産及びその整理区分）

第十一條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、立木、竹、工作物、未完成工事、機械及び標本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3 作業資産は、生産品、地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む）、原材料、備品及び未成品その他これらに準ずる物品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未収金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

（固定資産の価額）

第十二條 固定資産の価額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘案して定めるものとする。

（減価償却）

第十三條 固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十四條 固定資産の全部又は一部が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減額し、又は削除しなければならない。

第十五條 作業資産の価額は、購入

価額又は製造に要した費額によらぬ。

2 前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由により前項の規定により価額を定めることが不適当である場合には、時価を勘案して定めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

(作業資産の価額等の振替)

第十六條 作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する経費は、大蔵大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、大蔵大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の価額の改定及び削除)

第十七條 作業資産がき損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除しななければならない。

2 毎会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しななければならない。

ならぬ。

第三章 補助貨幣回収準備資金

(回収準備資金の設置)

第十八條 補助貨幣の回収に充てるため、この会計に補助貨幣回収準備資金(以下「回収準備資金」という)を置き、従前の造幣庁特別会計の資金に属していた現金、第九條の規定により編入する金額及び第十九條第二項の規定による運用利益金(この会計の歳入に繰り入れる金額を除く)をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する回収準備資金として準備すべき額は、補助貨幣の発行現在高に相当する金額とする。

3 回収準備資金として準備した金額が当該年度末における補助貨幣発行現在高を超過するときは、当該超過額に相当する金額は、この会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(回収準備資金の運用及び運用益の処理)

第十九條 補助貨幣の発行によつて回収準備資金に生じた現金は、大蔵省預金部に預け入れる場合に限って、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金の資産の価額が前條第二項に規定する額に達するまでは、回収準備資金に編入するものとし、超過した場合は、当該超過額に相当する金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

(回収準備資金の計理方法)

第二十條 回収準備資金の受拂は、

大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として計理するものとする。

(回収準備資金の経理の委任)

第二十一條 回収準備資金の経理は、大蔵大臣が造幣庁長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第四章 運転資金

(一時借入金)

第二十二條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならぬ。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることが出来る。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならぬ。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第二十三條 この会計において、前條の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支拂に要する経費の支出に必要な金額は、その支出を要するときににおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、年度内に償還する一時借入金の償還

金については、この限りでない。

(余裕金の運用)

第二十四條 この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

第五章 資金計画

(資金計画等)

第二十五條 この会計においては、回収準備資金の増減異動を明らかにし、運転資金の資金繰りを円滑にするため、大蔵大臣の定めるところにより、資金計画をたて、且つ、その実績を明らかにしなければならぬ。

第六章 予算

(歳入歳出予算計算書等の作製)

第二十六條 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第二十七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十八條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込。当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調査

第七章 収入及び支出

(収入及び支出の委任)

第二十九條 この会計の歳入歳出予算及び国庫債務負担行為は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き、大蔵大臣が造幣庁長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第八章 決算

(財務諸表の作製)

第三十條 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益の資本金への増加)

第三十一條 この会計において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、その利益のうち当該年度末における固定資産及び作業資産の価額(第七條第一項の規定により増加した固定資産の価額及び第二十二條第二項の規定による一時借入金の借換額に相当する資産の価額並びに当該年度末における引換貨幣及び回収貨幣の残高に相当する価額及び未発行貨幣の価額を除く)から前年度末における当該資

産の価額を控除した金額に相当する金額をこの会計の固有資本の増加に充てることができる。

(利益の一般会計への納付)

第三十二條 この会計において、毎会計年度の決算上の利益の額から、前條の規定によりこの会計の固有資本の増加に充てる金額を控除してた残額は、当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

2 前項の規定によりこの会計の決算上の利益を一般会計へ納付する場合において、この会計に属する現金が納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部をこの会計の運転資金の増加に充てる必要があるときは、大蔵大臣が当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

3 前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、大蔵大臣の定めるところにより、一般会計へ納付しなればならない。

(損失の処理)

第三十三條 この会計において、毎会計年度における決算上損失を生じたときは、損失の繰越として整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第三十四條 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分によるこの会計の歳入歳出決定計算書及びこの会計の債務に関する計算書を作製しなければならぬ。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十五條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出決定計算書
二 当該年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表、資本増減表及び第二十五條の規定による実績表
三 債務に関する計算書

第九章 雜則
(支出未済の繰越)

第三十六條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法第四十三條の規定は、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(経理規程)

第三十七條 大蔵大臣は、この会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、造幣庁の事業の能率のな運営と予算の適正な執行を図るため、経理規程を定めなければならない。

(実施規定)
第三十八條 この法律の実施のため
の手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 造幣庁特別会計法(大正四年法律第九号)(以下「旧特別会計法」という)は、廃止する。但し、昭和二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3 旧特別会計法第六條の規定により、従前の造幣庁特別会計の昭和二十四年度の決算における作業上の益金を資金に編入する場合において、作業上の益金と作業に属する現金との差額とこの会計の運転資金に充てるため必要がある場合に大蔵大臣がこの会計の昭和二十五年年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六條の規定にかかわらず、資金に編入することを要しない。

4 前項の規定により資金に編入することを要しない金額については、昭和二十六年度までに、この会計から回收準備資金に編入しなければならない。

5 この法律施行の際従前の造幣庁特別会計に属する資産及び資本並びに資金に属する地金、引換貨幣及び回收貨幣は、この会計に帰属するものとする。

6 この法律施行の際従前の造幣庁特別会計の資金に属する現金は、この会計の回收準備資金に帰属するものとする。